

よくある質問①

問1-1 失業保険は、会社を退職すれば必ず受給できるのでしょうか。

(答1-1)

失業保険(基本手当)は、失業された方が安定した生活を送りつつ、1日も早く就職していただくために給付するものですが、**失業保険(基本手当)は、退職すれば必ず受けられる保険ではなく、一定の受給要件を満たした場合にのみ受給することができます。**

問1-2 失業保険(基本手当)の 受給要件を教えてください。

(答1-2)

以下の①、②のすべての要件を満たしていることが必要です。

①原則として、離職前2年間に被保険者期間(※)が12か月以上あること。

②失業保険の手続き日(受給資格決定日)において、失業の状態(※)にあり、すぐに就職できる状態にあること。

(※)「失業の状態」の定義については、問1-3を参照ください。

(①について)

ただし、倒産・解雇等の理由により離職した場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した場合は、離職前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上必要です。

(①について)

なお、離職時の年齢が「65歳以上」の方については、離職前1年間に被保険者期間が6か月以上必要となります。

(※)被保険者期間が12か月あるかどうかについて

様式第6号(2)(第7条関係) 雇用保険被保険者離職票-2

① 被保険者番号	4800-010566-2	③ フリガナ	ココウ タロウ	④ 離職年月日	令和 4 年 9 月 30 日
② 事業所番号	4801-001186-9	離職者氏名	雇用 太郎	年月日	
⑤ 名称	労働市場センター 株式会社	⑥ 離職者の〒	〒403-0014	離職者の住所又は居所	富士吉田市電ヶ丘2-4-3
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-1	電話番号	(0555) 23 - 8609		
電話番号	03-5253-1111	住所	東京都練馬区上石神井4-8-4	※	令和4年10月5日付で交付した離職票-1(交付番号000000番)に係る賃金支払状況である。
事業主氏名	労働市場センター 株式会社	代表取締役	労働 邦一	離職の日以前	
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ 賃金支払対象期間			
④ 一般被保険者等	⑤ 短期雇用特例被保険者	⑥ 短期雇用特例被保険者			
離職日の翌日	10月1日	離職日	30日		
9月1日~離職日	離職月	30日	9月21日~離職日		
8月1日~8月31日	月	31日	8月21日~9月20日		
7月1日~7月31日	月	31日	7月21日~8月20日		
6月1日~6月30日	月	30日	6月21日~7月20日		
5月1日~5月31日	月	31日	4月21日~5月20日		
4月1日~4月30日	月	30日	3月21日~4月20日		
3月1日~3月31日	月	31日	月 日~月 日		
2月1日~2月28日	月	28日	月 日~月 日		
1月1日~1月31日	月	31日	月 日~月 日		
12月1日~12月31日	月	31日	月 日~月 日		
11月1日~11月30日	月	30日	月 日~月 日		
10月1日~10月31日	月	31日	月 日~月 日		
月 日~月 日	月 日	月 日	月 日~月 日		
⑭ 賃金に関する特記事項					
※ 公共職業安定所記載欄	⑮ 権の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	⑯ 権の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	<input checked="" type="checkbox"/> 聴				
	写真欄	3×24			

このように離職日から1か月ごとに区切っていきます。

この区切られた完全な1か月の期間に賃金が支払われた日数が11日以上ある月を「1か月」とみなします。

失業保険の受給資格は、原則として、離職前2年間に、この被保険者期間が「12か月」以上必要になります。

※なお、離職時の年齢が「65歳以上」の方については、離職前1年間に被保険者期間が6か月以上必要となります。

失業保険の受給資格(手続きできるかどうか)があるかどうかは、最終的にすべての離職票を窓口で確認したうえで判断いたします。

そのため、電話での問い合わせや離職票がない段階では失業保険の受給資格があるかどうかは判断できませんのでご注意ください。

問1-3 被保険者期間の条件を満たしても失業保険を受けられない場合がありますか？

(答1-3)

条件を満たしても失業給付を受けられない場合があります。失業保険は、再就職を目指す方を支援する制度であるため、

- 「就職したいという積極的な意思」
- 「いつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)」

があり、かつ、

- 「積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態にある方」

が対象となります。

よって、次の(1)～(12)に該当する方は、原則として失業保険の支給を受けられません。

- (1) 家事に専念する方
- (2) 昼間学生等学業に専念する方
- (3) 家業に従事し、職業に就くことができない方
- (4) 自営を開始、又は自営準備に専念する方
- (5) 次の就職が決まっている方
- (6) 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労(週20時間未満の就労)のみを希望する方

- (7) 自分の名義で事業を営んでいる方
- (8) 会社の役員等に就任している方
- (9) 就職・就労中の方(試用期間を含む)
- (10) 週20時間以上でパート・アルバイト中の方
- (11) 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一の事業所に就職予定の方
- (12) 病気・けが等によりすぐに働くことができない方

※病気やけが等によりすぐに働くことができない方については、受給期間延長の申請制度があります。受給期間の延長申請については、問9-1を参照ください。

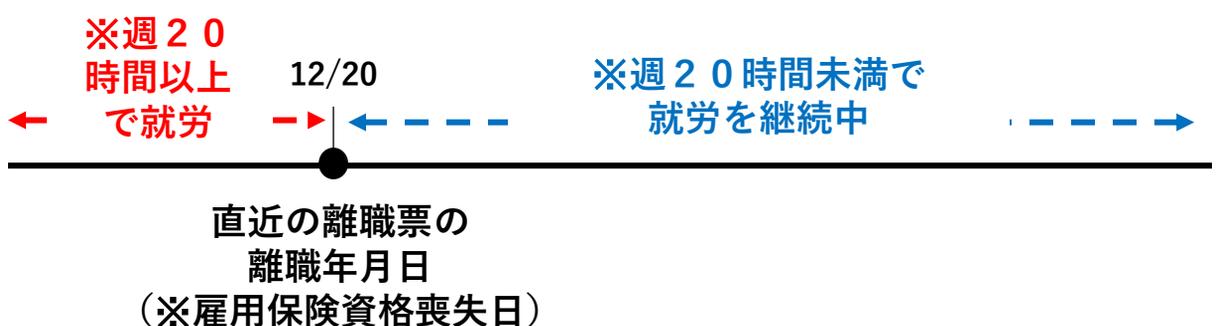
問1-4 今の職場の働く時間が週20時間未満に減少し、雇用保険資格が喪失されました。

ただ、今の職場を退職したわけではなく、週20時間未満で就労を続けています。このような場合でも失業保険の手続きはできますか？

(答1-4)

他に週20時間以上の就職先を探す意思があり、積極的な就職活動ができる状態であれば、失業保険の手続きは可能です。

逆に、現在週20時間未満で就労しているため、他に週20時間以上の就職先を探す意思がない場合、失業保険の手続きはできません。



問1-5 先月会社を退職しました。退職後は、**個人事業主**として**自営**をする予定で、**就職する意思はありません**。

失業保険の手続きはできますか？

(答1-5)

問1-3の回答に記載されているとおり、**就職(雇用関係のある働き方)する意思がない**場合、失業保険の手続きは**できません**。

離職後、自営に専念する場合、失業保険の手続きはできませんが、受給期間(失業保険の手続きできる有効期限)を延ばしておく「**受給期間の延長申請**」をすることができます。

詳しくは下のページのリーフレットをご確認ください。(厚生労働省HP)

[雇用保険受給期間の特例申請について](#)